

とちぎ安全安心な教育旅行推進事業 Q&A 集

(令和3年4月1日時点)

Q1 本助成金事業の目的は。

A 本事業は、栃木県の「安全安心な教育旅行推進事業」における助成金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い落ち込んだ観光需要回復のため実施する「安全安心な教育旅行推進事業」について、業者選定手続きに係る期間において、当該受付業務を実施し、春の修学旅行の機会損失を防ぎ、本県教育旅行の需要回復を図ることを目的としています。

Q2 本事業の助成金対象となる旅行期間はいつからいつまでか。

A 令和3年5月1日～令和4年3月30日までに栃木県内に宿泊する旅行が対象となります。
助成要件については別紙交付要綱をご確認ください。

Q3 本事業の助成金申請はいつから可能か。

A 令和3年4月1日～令和4年3月10日の期間となります。

Q4 申請の締め切り期日はあるか。

A 申請にあたっては旅行出発日の10日前までに必要書類を事務局に申請する必要があります。

Q5 受付開始日(4月1日)以前に宿泊施設に正式予約又はかり予約をしている団体も助成対象となるか。

A 助成対象となります。

Q6 助成金の対象経費に消費税は含まれるのか。

A 助成金の対象経費は、消費税込みとなります。

Q7 助成金の対象経費に含まれるのはなにか。

A 貸切バスの借上げ費用となります。
有料道路利用料、ガソリン代、運転手費用、駐車場代など、移動に係る経費は対象となりません。

Q8 申請のバス台数に上限はあるか。

A 1団体あたりの申請上限はありません。

Q9 旅行会社による申請の上限はあるか。

A 公平性の確保を図るため、交付の承認は申請する旅行会社 1 社(1 事業所)あたりの助成額上限を、3,000,000 円までとします。

Q10 申請者は旅行会社以外でもよいのか。

A 申請対象は旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)及び同法施行規則(昭和 46 年運輸省令第 61 号)の規定による第一種旅行業、第二種旅行業及び第三種旅行業の登録を受けている旅行会社のみとなります。

Q11 栃木県内で1泊以上の宿泊施設が複数になる場合も対象となるのか。

A 栃木県内に1泊以上宿泊していれば助成要件を満たしますので、助成対象となります。

Q12 申請書等の提出はファクシミリや電子メールでもよいのか。

A 申請にあたっては原則電子メールでの申請をお願いいたします。
電子メールを有していない又は特別な理由があり電子メールでの申請が困難場合は事務局へご一報ください。

Q13 申請書等作成にあたり社印・角印がない場合は申請できないのか。

A 社員・角印等を有さない場合は事務局までご相談ください。

Q14 宿泊及び食事施設に記入いただく欄への押印において社印・角印・代表者印がない場合はどうすればいいか。

A 社印・角印・代表者印がない場合、代表者名欄は個人印等の認印でも可能

Q15 学校団体以外の一般企業等の旅行でも助成対象となるか。

A 小・中・高・特別支援学校等の教育旅行であることが助成条件となるため一般企業の旅行は助成対象外となります。

Q16 交付決定後に交付決定内容を旅行実施と異なる団体への振り替えは可能か。

A 振り替えはできません。交付決定団体は取り消し申請を行い、新たに新規の申請を行っていただきます。
新規申請の際、新規団体の申請は予算執行状況により交付を確約するものではありません。

Q17 県内での食事(昼食)、土産屋の立ち寄り数に条件はありますか。

A それぞれ 1 件以上立ち寄れば数の条件はありません。

Q18 宿泊予約確定証明書(様式 3)及び食事施設予約確定証明書(様式 4)の作成にあたり、各施設とのやり取りは郵送で本通のやり取りが必要か。

A 申請者(旅行会社)と各施設との間での申請書のやり取りは電子メール及び FAX でのやり取りで可とします。

【注意】

本 Q&A はお問合せの多い質問、掲載を必要と判断される質問に関して、順次更新させていただきますのでご確認をお願いいたします。